

第 1 2 9 回

横須賀市都市計画審議会

議事録

第 129 回横須賀市都市計画審議会

- 1 日 時 平成27年10月23日（金）
午後 2 時00分～午後 3 時00分
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎 4 階災害対策本部室
- 3 議 題
平成 27 年度諮問第 1 号 横須賀市都市計画マスタープランの改定について

4 出席者

出席委員氏名		事務局員氏名	
大 方 潤一郎	委員長	都市部長	長 島 洋
伊 藤 順 一	委員	都市計画課長	鈴 木 智 昭
大 野 忠 之	委員	都市計画課課長補佐	羽布津 仲 雄
柏 浩 一	委員	主任	石 井 伸 良
嘉 山 淳 平	委員	担当者	宮 崎 寛
木 村 武 志	委員		
菅 沼 純 子	委員		以上 5 名
土 田 弘之宣	委員		
はまの まさひろ	委員		
藤井 樹	委員 (代理: 交通課長 天間和昭)		
松 行 美帆子	委員		

以上 11名

欠席委員氏名

亀 井 貴 嗣	委員
中 村 文 彦	委員
平 松 廣 司	委員
三ツ堀 清 巳	委員
山 家 京 子	委員

以上 5名

5 傍聴人 0名

6 議事経過 別添のとおり

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、定刻より少し前でございますが、皆様おそろいとなっておりますので、第129回横須賀市都市計画審議会を開催させていただきます。

開催に当たり、委員の出席状況をご報告いたします。委員16名中11名の方がご出席されており、都市計画審議会条例第5条第2項に規定する開催条件を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、県議会議員の亀井委員、都市計画分野の山家委員、交通計画分野の中村文彦委員、農業分野の三ツ堀委員、商業分野の平松委員は、公務によりご欠席でございます。

本日の傍聴者はありません。

まず、次第にはございませんが、新しく就任をされた委員の方々をご紹介します。

まず、交通管理分野から、横須賀警察署長の藤井委員でございますが、本日は公務のため、交通課長の天間様が代理で出席されています。

天間課長 (藤井委員代理)

天間です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

続きまして、市議会議員の委員をご紹介します。伊藤委員でございます。

伊藤委員

伊藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局) 羽布津課長補佐

嘉山委員でございます。

嘉山委員

嘉山です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

土田委員でございます。

土田委員

土田です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

はまの委員でございます。

はまの委員

はまのです。よろしくお願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

大野委員でございます。

大野委員

大野です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、会議に入ります前に、お願いがございます。

ご説明はお手元のディスプレイを使用させていただきますので、ご承知おきください。

また、審議の際のご発言でございますが、お手元のマイクの右側にある緑色のスイッチを押してからご発言していただき、発言終了時には、もう一度緑色のスイッチを押していただきますようお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第です。

次に、議案書としまして、諮問第1号 横須賀都市計画マスタープランの改定です。

また、皆様への事前送付においては、議案書に係る参考資料として、概要版を添えてご送付申し上げましたが、本日のご説明は議案書本編を用いましてご説明させていただきます。その議案書につきましては、あらかじめ皆様にご送付させていただいたものと同様のものをお手元にご用意させていただいております。

次に、次回予定審議案件の資料をクリップどめしてございます。

不足はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。

委員長

それでは、今年度最初の会ということになりますけれども、式次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、次第の2、議事録署名委員の指名でございます。本日は、市民委員から木村委員、市議会議員委員から嘉山委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、常務委員についてですが、前常務委員、石山委員が交代されたことにより1名欠員となっております。そこで、横須賀市都市計画審議会条例6条3項に基づき、伊藤順一委員を指名させていただきますが、伊藤委員、よろしゅうございましょうか。

伊藤委員

はい、結構です。どうぞ、よろしくお願いします。

委員長

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは次です。次第の3、市長より本会に諮問されました議案の審議に入らせていただきます。本日ご審議いただく案件は1件です。事務局より説明をお願いいたします。

審議1 諮問第1号 横須賀都市計画マスタープランの改定

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、諮問第1号 都市計画マスタープランの改定についてご説明させていただきます。ご説明は、お手元の議案書と画面を用いまして行わせていただきます。

それでは、お手元の画面をごらんください。

都市計画マスタープランは、おおむね20年の長期的視点に立ち、都市全体と地域における将来像を明確にして、その実現に向けた道筋を示したものです。現行の都市計画マスタープランは、平成8年3月に、経済成長による人口増加を前提に、平成27年度を目標年次として策定いたしました。その後、平成22年3月に、人口減少・少子高齢化の進行などによる社会経済情勢の変化を踏まえ、将来都市像の方向性について見直しを行い、現在に至っていますが、今般、平成27年度とした目標年度が到来することから、さらなる20年後の平成47年度を計画目標とする都市計画マスタープランの改定をしようとするものです。

これまでも改定の方向性などについてご報告しておりますが、昨年度から2カ年かけて見直しを行ったこの改定案について、専門的かつ幅広い見地からご検討をお願いしたく、今回諮問を行わせていただきます。

それでは、まず、1の改定状況ですが、庁内検討組織として関係課長会議である検討部会、関係部長会議である検討委員会を立ち上げ、これまでにそれぞれ検討部会は7回、検討委員会は3回開催してまいりました。また、市民公募や学識経験者も含めた検討会議は計6回開催、地域住民の皆様からご意見をいただく地区別意見交換会は計14回開催し、さまざまなご意見をいただきながら改定を進めてまいりました。

続いて、2の今後の予定ですが、本日の審議会への諮問以降、11月6日から12月4日までパブリックコメントを実施します。その後、都市計画審議会でのご審議を経て、答申後となる平成28年3月末日をもって、改定版となる都市計画マスタープランを完成させる予定とし

ています。なお、都市計画審議会への諮問ですが、画面ごらんのとおり、本日の諮問以降、12月と来年2月の計3回のご審議を予定しています。

それでは、続いて、3回の審議を具体的にどのように行うのか、改定案の構成を用いてご説明します。画面をごらんください。

ごらんいただいているものは都市計画マスタープランの構成となります。都市計画マスタープランは序章から第5章までで構成され、序章では、改定の必要性、役割などを記載しています。

次に、第1章では都市づくりの課題、第2章では、その課題に対応するための都市づくりの目標を定めるとともに、目標に対応する将来都市構造を明らかにしています。そして、第3章では、都市づくりの方針として、都市づくりの目標や将来都市構造を実現するための都市全体の整備方針を記載しています。その内容は、土地利用の方針を初めとした7項目で構成しています。この3章までが、いわゆる全市的な課題、目標、方針となります。

ちなみに、赤で囲みましたこの序章から第3章までが、第1回目となる本日の説明箇所となります。

続いて、第4章では、市内を12地区に分けた地区別のまちづくり方針として、それぞれの地区の考え方を記載し、第5章では、推進方策として、この都市計画マスタープランが実効性を持つよう、推進していく方策と見直し時期について記載しています。12月に行われる次回第2回の審議会においては、この青で囲まれました第4章、地区別のまちづくり方針と、第5章、推進方策の説明を行い、ご審議をいただく予定としています。

それらを総合して、最終的には、第3回目となる来年2月の都市計画審議会において答申をいただきたいと考えております。

それでは、改めまして、本日のご審議箇所となります第3章までの説明をさせていただきます。

第1章、都市づくりの課題から順にご説明します。

議案書、厚い資料の14ページをごらんください。2、都市づくりの課題となります。

前回見直しを行った平成22年以降の社会状況の変化を踏まえ、ページ上段の枠内にあるとおり、現況と都市づくりの問題点を、(1)急激な人口減少社会・少子高齢社会の到来から、(7)本市の自然や歴史を活かした都市魅力の創造までの7項目に整理し、ページ下段の枠内、都市づくりの課題については、(1)都市活力の維持から、(5)市民、企業等の参加による都市づくりまで5項目に整理を行い、それぞれ記述を行っています。

続いて、第2章、都市づくりの目標について、ご説明します。

資料19ページ、下段、太枠で囲いました都市づくりの目標をごらんください。

今後とも活力ある横須賀を実現するためには、交流人口を促進し、都市を舞台に、世代、社会的立場、居住地などの異なるさまざまな人々が相互に触れ合い、個性と可能性を発揮するといった視点が必要不可欠であると考えています。そのため、現都市マスにおける都市づくりの目標「豊かな暮らしといきいきした交流をはぐくむ都市」については、改定においても引き続き継承することとしています。

また、現都市マスからの変更点として、「都市魅力で選ばれるまち横須賀」のサブタイトルを追加しました。これは、急激な人口減少・少子高齢社会の到来などに対応するためには、人々が住んでみたい、住んでよかったと実感できるような、精神的にも充実感を持つことができる生活しやすい状態をつくっていくことが必要と考え、その実現のためには、本市の持つさまざまな魅力を地域資源として活かすことで、訪れる場、暮らす場として選ばれるような取り組みが必要不可欠であるとの判断から、目標にサブタイトルとして追加をしております。

続いて、今回の改定における都市づくりの取り組みの基本的な考え方についてご説明します。19ページ最下段、枠内をごらんください。先ほどご説明をした都市づくりの目標を実現するに当たり、これまでの集約型都市構造となる拠点ネットワーク型都市づくりの考え方は現都市マスより継承することとしておりますが、新たに、都市魅力の創造という柱を設けることとしました。都市づくりの目標を実現していくための取り組みの基本的な考え方は、拠点ネットワーク型都市づくり、都市魅力の創造の2つの柱で構成するものとしています。

続きまして、具体的な変更点について、要旨をご説明します。

資料20ページ、人口のグラフをごらんください。平成47年度における将来人口は約34万人としました。この将来人口については、現都市マスでの目標人口、平成27年で約41万人を現実には下回っている状況を踏まえ、少なくとも推計人口を下回らないことを目的に記載したものであり、同時に、都市魅力の創造や都市づくりのさまざまな施策展開により、転出超過の状況を少しでも改善し、急激な人口減少を抑制していく方向性をグラフ内の紫の円で表現しています。

23ページをごらんください。拠点ネットワーク型都市づくりのイメージとなります。現都市マスにおける将来都市構造、拠点ネットワーク型都市づくりについて、継承することといたしましたが、変更点として、立地適正化計画の策定を見据え、さらに推進していく記述を

追加しています。

30ページをごらんください。現都市マスからの変更点として、将来都市構造に（3）都市魅力の創造の項目を追加し、記述を行っています。この都市魅力の創造においては、30ページの①子育てがしやすいまちをつくるから、32ページの⑤地域力を活かした活力を育むまちをつくるまでの5つの項目を設け、推進に向けた考え方を示しています。

恐れ入ります、34ページ、35ページを見開きでごらんください。ただいまご説明をしました都市魅力の創造について、地区の個性を活かした都市魅力の創造の考え方を示した図となります。

36ページをごらんください。この将来都市構造図ですが、坂本芦名線と横浜横須賀道路の交差部における新規インターチェンジをスマートインターチェンジと変更するなど、前回改訂時より経過を踏まえた時点修正を行っていますが、基本的に前回改訂時の内容を継承しています。

以上で第2章の説明を終わります。

続いて、第3章、都市づくりの方針について、ご説明します。

37ページをごらんください。都市づくりの方針は、都市づくりの目標や将来都市構造を実現するための都市全体の整備方針であり、土地利用を中心に、交通、環境、防災、住宅地などの要素にて構成され、地区別計画にも色濃く反映される内容となります。

まず、構成ですが、ごらんのような7項目で構成をしております。それぞれの方針について、順にご説明いたします。資料39ページをごらんください。

まず1、土地利用の方針について、ご説明します。

3項目ありますが、まず、（1）土地利用の基本的な考え方について、ご説明します。6つ方針がありますが、その中でも大きく2つ方針を出しています。1つは、拠点ネットワーク型の都市構造の形成に向けた土地利用の推進、もう一つは、地域の個性を活かしたきめ細やかな土地利用誘導です。これは、都市づくりの目標「豊かな暮らしといきいきした交流をはぐくむ都市」と、サブタイトルである「都市魅力で選ばれるまち」に対応した方針を大きく出して、都市づくりの目標の実現を目指すことを強く示すために行ったものです。特に、拠点ネットワーク型の都市構造の形成に向けた土地利用の推進ですが、法律改正により、いわゆるコンパクトシティに向けた国の動きがより強くなりました。加えて、既に本市では前回改定時に拠点ネットワーク型都市づくりについて記載しているところですが、土地利用についてもその考え方を強く押し出すことを意識して、拠点市街地、周辺市街地、郊外市街地、

それぞれの土地利用について追記を行っています。

資料は40ページをごらんください。次に、(2)土地利用の種類と配置方針について、ご説明します。これは、土地利用の基本的な考え方にに基づき、その具体化を図るものとして、市内の土地利用について類型し、その配置方針を定めるものです。

類型は12種類であり、現都市マスと変更はございません。その類型と配置方針については、41ページの①低密度住宅地から、資料42ページの⑫その他自然緑地までとなり、体系的に整理を行い、記述を行っています。

43ページをごらんください。改めまして、この図が、今ご説明をした12種類に類型された配置方針を定めた、横須賀市全域における土地利用方針図となります。

続いて、資料44ページをごらんください。(3)重点的土地利用誘導の考え方と整備方針について、ご説明します。

(1)の土地利用の基本的な考え方を踏まえて、重点的に土地利用を誘導する方針を6つ定めております。44ページの①拠点商業業務地の再開発・高度利用から、資料46ページの⑥海の交流ゾーンの計画的な土地利用まで6項目として整理を行っておりますが、現行都市計画マスタープランとの主な変更点としては、昨今の社会状況の変化などを踏まえ、②谷戸地域ごとの特性を踏まえた土地利用において、低密度・環境改善に加え、谷戸の特性を活かした活用について記載を追記したことや、③古い開発の住宅団地での土地利用誘導において、高齢化や今後の世帯数の減少により、昭和40年代、50年代に開発された住宅団地では、空き地・空き家の増加が問題になると想定されていることを踏まえ、新たな項目として記載を追加するなど、変更を行っています。

資料47ページをごらんください。今ご説明をしました①から⑥までの誘導方針を記した、重点的土地利用方針図となります。なお、現都市マスからの主な変更点は、湘南国際村山科台線の線形修正と、③古い開発の住宅団地での土地利用誘導に対応した凡例の追加、新市街地の計画的な土地利用について、横須賀リサーチパーク地区の追加の3点となります。

以上で土地利用の方針の説明を終わります。

続きまして、資料48ページをごらんください。2、交通体系整備の方針についてです。

まず、(1)総合的な交通体系整備の基本的な方針について、ご説明します。(1)総合的な交通体系の整備の方針として、49ページにかけて7項目で記載しています。時間の関係上、ポイントを絞ってご説明します。

①首都圏構造に対応した広域幹線道路網の形成において、大規模災害時に対応できる広域

交通の複数経路について、東日本大震災を踏まえ、記載しています。

また、②都市の骨組みをつくる幹線道路網の配置形成では、幹線道路幅員の合理的で柔軟な運用について、サイクリングロードの検討などを踏まえ、記載しています。

④公共交通の利便性の向上では、コミュニティバス、デマンドバス、乗り継ぎ割引制度の導入についても、20年後の人口減少を踏まえ、記載を行っています。

⑤交通結節点の機能の強化では、スマートインターチェンジの整備と、その活用について記載をしています。

資料49ページをごらんください。

⑥環境負荷の低減を促進する都市交通の実現では、EV（電気自動車）やFCV（燃料電池自動車）、カーシェアリングなどについて記載を行っています。

また、①首都圏構造に対応した広域幹線道路網の形成に関し、横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから圏央道の延伸などがわかるよう、49ページ中央に首都圏道路ネットワーク図を追加しました。

続いてページ下段、（2）道路整備の方針について、ご説明します。道路整備の方針については、51ページにかけて5項目として整理しています。その内容としては、49ページの①幹線道路ネットワークの形成から、51ページの⑤幹線道路等の適切な維持管理まで、項目ごとに道路整備の方針を記載しています。

続いて、51ページ中段の（3）公共交通の整備方針についてご説明します。3項目あり、①鉄道交通の強化、②バス交通等の強化について記載し、③西地域の公共交通の利便性の向上については、特に西地域について項目出しをして記載を行っています。

52ページをごらんください。続いて、（4）その他の交通施設の整備方針は4項目あり、①歩行者ネットワーク、②自転車、③駐車場等、④港湾について、それぞれ記載を行っています。特に①歩行者ネットワークでは、健康維持増進に資する身近な場所での安全・快適なウォーキングルートの充実についても記載を行っています。

資料53ページをごらんください。この図は、幹線道路の整備方針図になります。改定案の主な変更点は、横須賀逗子線と大滝上町線を主要幹線道路に変更、湘南国際村山科台線の線形変更とスマートインターチェンジの記載となっております。

資料54ページをごらんください。3、環境共生型都市づくりの方針について、ご説明します。この方針は、大きく3項目から構成されます。

まず、ページ中段、（1）市街化調整区域の自然環境について、ご説明します。市街化調

整区域の自然環境については、自然環境の保全を図る観点から記載を行っています。項目は5項目あり、①中央丘陵の緑地の保全（保全緑地・大規模公園緑地等）と②中央丘陵に連なる緑地の保全（その他自然緑地）で、緑地について記載を行っています。資料55ページをごらんください。次に、③特色ある自然海岸と後背丘陵緑地の保全では自然海岸についての記載、④農業環境の保全・活用では農地についての記載、⑤水域の環境の保全・整備では河川や自然海岸以外の海域についての記載を行っています。

資料56ページをごらんください。（2）市街化区域の緑地について、ご説明します。構成としては、①谷戸地域の斜面緑地の保全から、③のきめ細やかな緑地の推進の3項目となります。全体を通して、みどりの基本計画と整合を図りながら、適正に保全管理していく視点で記載を行っています。

資料57ページをごらんください。（3）低炭素型都市づくりの方針について、ご説明します。地球温暖化問題を踏まえ、新たに低炭素型都市づくりの方針を項目に加えました。拠点ネットワーク型都市構造の考え方を踏まえ、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン」と整合を図りながら推進していく視点での記載となっています。

資料58ページをごらんください。環境共生型都市づくりの方針図になります。改定案の主な変更点は、湘南国際村山科台線の線形修正となります。

資料59ページをごらんください。4、都市空間の魅力づくり方針について、ご説明します。個性を活かした都市空間の魅力づくり、魅力となる資源を最大限に活かした整備を推進していく視点で記載しています。3項目あります。

まず、（1）横須賀の自然、歴史等の資源を活かした魅力空間の形成について、ご説明します。項目は6項目あります。①魅力ある都市景観の形成、②都市の顔としての魅力あるウォーターフロントの形成、③近代日本の発祥の地の歴史を活かした交流空間の整備、資料は60ページに移りまして、④北下浦海岸・西海岸での海を楽しむリゾート空間の整備、⑤山林、里山的环境、農地の保全・活用、⑥河川の保全となります。これら6項目は、第2章の都市づくりの目標における都市魅力の創造と関連した内容となっております。

続いて、60ページ中段、（2）良好な眺望の保全について、ご説明します。横須賀市景観条例に基づき、良好な眺望の保全を図っていく視点で記載しています。

続いて、（3）地域にふさわしい魅力的な街並み形成について、ご説明します。本市の魅力となる海とみどりに調和した都市景観の形成など、魅力的な街並みの形成について、地域の特性や市街地の状況を踏まえて推進していく視点で記載を行っています。

資料61ページをごらんください。5、災害に強い都市づくりの方針について、ご説明します。

災害への対処については、横須賀市地域防災計画を踏まえた施策を展開することについて記載を行っています。項目は3項目あります。

(1) 自助・共助・公助による防災対策について、ご説明します。東日本大震災を教訓として、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害に強いまちづくりの取り組みを進めていくことを強く打ち出すために、最初に項目出しをし、記載を行っています。

続いて、(2) 減災への取り組みについて、ご説明します。減災の視点を重視した都市づくりを進めることについて記載しております。①水害対策から、資料62ページ、⑦平時における広報活動まで7項目あり、基本的に現都市マスと項目や記載は変わっておりませんが、②高潮や津波による災害の防止については、津波避難や避難経路の確保などについて記載をし、津波被害に対する減災の考え方を追記しております。

続いて、(3) 災害に強い都市基盤の整備について、ご説明します。資料62ページ下段をごらんください。①ライフラインの強化、②津波対策等について、それぞれ災害に強い都市基盤の整備の考え方を記載しています。

続いて、資料63ページをごらんください。6、住宅地整備の方針について、ご説明します。

この方針も新たに項目立てを行ったもので、空き家問題などに対応するため、現都市マスから大幅に内容を充実させ、追記を行っております。その内容ですが、市内に居住している市民が住み続けるような、また、市外からの住み替えを促進していけるような住宅地整備を進めていく視点で利便性の高い住宅地整備、市街地の特性を活かした住宅地整備などについて記載しています。構成は、63ページの(1) 多様な都市機能の中での利便性の高い住宅地整備から、65ページ、(3) 住宅地整備の重点的な取り組みまでの3項目となります。

資料66ページをごらんください。7、その他の都市づくりの方針について、ご説明します。

従来からの主な変更点は、主要課題別の都市づくりの方針としていた方針を、その他の都市づくりの方針に変更を行い、項目を整理しています。その内容としては、66ページの(1) 公園・緑地から、68ページの(5) その他の施設等までの5項目として整理を行い、適切な維持管理による長寿命化への対応に関する追記や、環境の維持・保全といった項目への変更などのほか、69ページ、③安全で安心なまちづくりでは、新たな記述として追加をするなど、変更を行っています。

以上で、都市づくりの方針についてのご説明を終わります。

なお、第4章、地区別のまちづくり方針と、第5章、推進方策については、次回、都市計画審議会においてご審議いただく予定としております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明を受けました件について、ご質問、その他ご意見、確認されたい事項がございましたら、どうぞご自由にご発言ください。

はまの委員

確認の意味でお尋ねいたします。ページでいうと43ページになります。この絵の中で、海上自衛隊の施設、陸上自衛隊の駐屯地2つ、防衛大学校というのはグレーではっきりしていますが、武山駐屯地の近くに、住所地は長坂になりますが、射撃訓練場があるのはご存じですか。あの面積もかなりのものがあると思いますが、ここに記載されなかったのはなぜでしょうか。

委員長

いかがでしょうか。

(事務局) 羽布津課長補佐

長坂の射撃場につきましては、まず、その存在をしている場所というのが市街化調整区域に当たっているというのが一つございます。土地利用方針図という形になりますので、基本的に、こちらでお示しをしている方針というのは市街化区域に関連したものとなっております関係上、記載として、ここに色分けとして出てきていない。その他の自然緑地というような区分の中に今、含まれているといったような形になっております。

はまの委員

事情はわかりました。ただ、土地利用の類型と配置方針の中に、やはり防衛施設の、自衛隊施設の集約・統合を図りというのがあります。明らかにその調整区域だと、そういうのは全く値しないのでしょうか。

委員長

どうぞ。

(事務局) 鈴木課長

ここの土地利用という考え方で、そういうような記載をしましたがけれども、くくりとしては、やはり防衛施設用地でありますので、記載のほうを検討いたします。

はまの委員

できれば、かなりの面積があるので、そういう目標があって土地利用を推進していく中では、可能性があるのは、この射撃場が駐屯地の中に入るとか、そういうことがある可能性は、なかなか難しいんですね。さわるのが非常に難しいところでしょうけれども、可能性が一番あるのがここではないかと私は思いますので、ぜひ記載のほうは検討していただきたいと思います。

以上です

委員長

よろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。

松行委員

すみません、教えていただきたいんですが、現行の都市計画マスタープランを前見せていただいたときに、横須賀の大きな特徴の一つとして、縮退を、ちょっと表現を忘れてしまったんですけども、縮退をする場所というのを具体的に何か示していたような気がしたんですが、今回これをざっと見ますと、その縮退というところが、ちょっとこのアスタリスクで書いているだけで、ちょっと弱まったのかなとも思ったんですが、そこら辺、もし変更があれば、どういったところを変更したかというのを教えていただけますか。

委員長

いかがですか。

(事務局) 羽布津課長補佐

今お話をいただきました縮退という考え方なんですが、基本的に、その考え方というのは踏襲しております。

前回、縮退として低密度化を誘導する区域として、谷戸と呼ばれる地域ですとか丘陵上部の住宅地などについての方向性を書きましたが、今回はそれを一步踏み込む形の中で、記述の中に、これは立地適正化計画も見据えた考え方として入れているんですが、その推進への考え方ということで、少しちりばめまして記載を入れています。

ただ、基本的に前回の見直しから、その考え方は踏襲しておりましたので、すみません、説明としては若干割愛をさせていただいた部分がありました。失礼いたしました。

(事務局) 鈴木課長

委員長、すみません、補足ですけども、44ページの重点的土地利用誘導の方針と整備方

策という中の②谷戸地域ごとの特性を踏まえた土地利用というところで、段落としては2つ目の、谷戸地域の階段上部や生活利便性の低い地域は、緩やかな縮退を踏まえて、横須賀の原風景である潤いある谷戸の風景、谷戸の景観や自然と触れ合える環境の保全、そういったものの土地利用を推進しますということで、記述としては前回よりも進んだような書き方で書いてございます。

委員長

よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

土田委員

1点伺いたいですけれども、14ページ、都市づくりの課題ということで、さまざま挙げられているんですが、今、本市の大きな課題として、公共施設の再配置、適正化計画というのはありますけれども、そのような公共施設の適正化配置ということ盛り込んでいないというのは、議論の中で何かあったんでしょうか。

(事務局) 鈴木課長

これは今年度以降の話になりますけれども、都市再生特別措置法で立地適正化計画というものをつくれるようになりまして、その計画をつくっていききたいというふうに考えております。その中では機能誘導区域というものを、拠点市街地を想定しているんですけれども、そういったところの中につくっていかうと考えております。今後、公共施設の統合あるいは廃止等があつてつくりかえる、そのような状態になった場合には、その都市機能誘導区域、あるいは居住誘導区域というものを設定しますので、その範疇の中に考えていききたいというふうに思っています。

土田委員

ということは、この課題の中には特にはうたわないけれども、まず、大きな課題としては捉えているということで認識してよろしいでしょうか。

(事務局) 鈴木課長

今、都市部も参加して配置計画について、まちづくりの視点からの検討も考えていますが、都市マスでは例えば14ページの下の都市づくりの課題の(1)の都市活力の維持とか、そういったところで都市機能の集積の強化とか、そういったような書き方の中に含むというふうに考えています。

土田委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長

ほか、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

菅沼委員

1点お聞きしたいんですけども、具体的には36ページ、ほかにもページ数としてあったようなんですけれども、その中に湘南国際村でしたか、そこから山科台線の線形変更というお話があったと思うんですけども、これはどういうことからこういう線形変更となったのでしょうか。

(事務局) 羽布津課長補佐

こちらは、前回の見直し以降、この湘南国際村山科台線というのが都市計画決定をされまして、その道路線形というものが明確に決まりました。それに伴いまして、その位置を明確にしたという形での変更となります。

嘉山委員

ちょっと伺いたいんですが、30ページにあります都市魅力の創造ということで、特に①子育てがしやすいまちをつくるということは、まず積極的に進めたいところなのですが、ここで横須賀ならではの都市魅力を創造していきますということ等あるのですが、特に子育てがしやすいまち、都市魅力を創造していくということに関しては、どのような点で他都市と比較して横須賀市が子育てしやすいということを言えるような環境整備につながるのでしょうか。

委員長

いかがでしょうか。

(事務局) 羽布津課長補佐

まず、都市魅力として「子育てがしやすいまちをつくる」という項目を設けました。ただ、都市計画マスタープランの性格上、これは事業の実施計画というものではございませんので、事業の部分というものには、正直、そこまでは踏み込んでおりません。

今後、この都市計画マスタープランの方向性に基づいて、各事業部局のほうがその施策に合った事業を展開していくということになります。その視点として、やはり「子育てがしやすいまちをつくる」という視点が重要であると考えまして、項目の中に挙げたというのが今回の形となっております。

嘉山委員

ありがとうございます。この点に関しては、今答弁いただいたように、さまざまな事業で関連してくることだと思いますので、子育てしやすいという観点は、そういった子育てしている方々からのニーズも汲み取りながら進めていただければと思います。

委員長

よろしいですか。

嘉山委員

はい、結構です。

委員長

今の点、私も、この全体拝見して、これから高齢者が暮らしやすいまちをつくる、それから、子育てしやすいまちをつくる、大変すばらしいなと思っているんですが、まだスタート、方針が決まったばかりで、今おっしゃったように具体的に何をどう展開するか、これから市民と一緒に知恵を出してということだと思うんですね。

基本的にはソフトな施策中心になると思うのですが、そうはいつでも、やはり日本の都市はどこでも大体安心して歩ける道がないというのが大体市民の不満の1位に来て、2つ目は、みんなで集まって何かしようと思うと集まる場所がないというのが大体2つ目でございますので、ハード面でも、まだまだ日本の都市はやることがいろいろあると思っております、それはこれから地区別の計画の中で具体的にいろいろお考えになるんだと思うのですが、ぜひ安全で、かつ落ちついた、子供が遊べる、それから高齢者も憩える、そういう小さな広場、公園とか、あるいは小さな集会所とか、そういうパブリックな人の集まるスペースというのをいろんな形でつくれたら、もちろん空き家の活用でもいいですし、何かそういうことをさらに追求されたらいいかなというふうに、単なる感想ですが、思っております。よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

大体よろしゅうございますか。

まだ現在進行中で、これから中身がますます拡充していくということだと思しますので、この都計審の場だけではなくて、いろいろな場でぜひ有意義なご意見なりアドバイスをいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

それでは、この件につきましては、審議は以上となります。

なお、先ほど事務局より説明がありましたとおり、都市計画マスタープランの審議につい

ては、3回の実施をこの都計審でも予定しております。次回は、4章からの地区別のまちづくり方針からの審議を行うことといたします。

諮問1号 横須賀市都市計画マスタープランの改定については、そういうことで継続審議ということとなります。よろしゅうございましょうか。

(異議なしの声)

委員長

異議なしということと認めます。

では、次第の4番目に入らせていただきます。次回審議会の諮問予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

続きまして、次回審議会に諮問を予定しております案件について、あらかじめその概要についてご説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。次回予定審議案件資料といたしまして、横須賀都市計画生産緑地地区の変更案についての資料になります。

それでは、ご説明させていただきます。ディスプレイをごらんください。

こちらは市域図でございます。今回の案件は、横須賀の東部に位置する久村と横須賀の西部に位置する長坂三丁目にあります生産緑地についてであります。

1件目になります。場所は久村です。黄色の線で囲んでいるエリアが生産緑地地区であります。当該生産緑地は、主たる農業従事者の健康上営農が困難となり、生産緑地地区としての保持が不可能となったため、廃止するものとなります。廃止する面積は740㎡になります。

2件目になります。場所は長坂三丁目になります。黄色の線が従前の都市計画決定のラインとなります。赤色の線が今回変更しようとする都市計画変更のラインになります。ここは、道路拡張整備事業において道路用地として供されたことにより、生産緑地地区としての機能は喪失したため、面積の縮小を目的として変更を行うものです。縮小する面積は50㎡になります。

以上が、横須賀市都市計画生産緑地地区の変更案についてとなります。

次回の都市計画審議会につきましては、引き続き都市計画マスタープランの第4章以降のご審議と、ただいまご説明をしました生産緑地地区の変更の2件となります。次回のご審議につきましても、よろしくをお願いいたします。

報告事項は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。都市計画マスタープランの改定及び次回審議会に諮問予定の都市計画案についての説明でございました。

当審議会では、次回の審議予定案件について、事前レクチャーという形であらかじめ説明いただくというシステムをとっています。

さて、この件、今申し上げましたとおり、次回、正式に審議するということとなりますが、現時点で何か確認されたい事項などありましたら、ご発言をお願いいたします。

ございませんでしょうか。

特になければ、詳しくは次回ということで、

本日の議事はこれで終了といたします。

事務局より何か報告事項などありましたら、お願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

ありがとうございました。

次回の開催日時について、ご報告をさせていただきます。恐れ入ります、次回開催は12月22日火曜日午後2時から、同じくこの会場で行わせていただきます。詳細につきましては追ってご通知をさせていただきますので、あらかじめご承知おきをいただければと思っております。

以上でございます。

委員長

それでは、短い時間でございましたけれども、集中したご審議、ありがとうございました。

本日の審議会は、これにて終了いたします。どうもありがとうございました。

—了—

議事録署名委員



議事録署名委員

